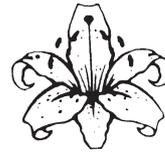


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 6 年12月10日 (火曜日)

定期 第 570 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○規則	
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (総務・財政課)	939
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (総務・財政課)	939
神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (健康医療・薬務課)	940
生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉子どもみらい・生活援護課)	940
○告示	
保安林の指定 (湘南地域県政総合センター)	940
土地改良区の定款変更認可 (県西地域県政総合センター)	941
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療整備・人材課)	941
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (県土整備・砂防課)	941
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	942
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	942
○公告	
土地改良区役員就退任届出 (県西地域県政総合センター)	943
都市計画の図書の写しの縦覧 (3件) (県土整備・都市計画課)	944
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	945
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	946
○入札公告	
落札者等の公告 (企業・会計課)	946

規 則

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第78号

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例 (令和 6 年神奈川県条例第12号) 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、令和 6 年12月12日とする。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第79号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例 (令和 6 年神奈川県条例第13号) 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行期日は、令和 6 年12月12日とする。

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第80号

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例（令和 6 年神奈川県条例第38号）の施行期日は、令和 6 年12月12日とする。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第81号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 生活保護法施行細則（昭和48年神奈川県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第31号を第33号とし、第20号から第30号までを 2 号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の 2 号を加える。

- (20) 法第55条の10第 1 項の規定により子どもの進路選択支援事業を実施すること。
- (21) 法第55条の10第 2 項において準用する法第55条の 7 第 2 項の規定により子どもの進路選択支援事業の事務を委託すること。

第 2 条 生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

第 1 条中第33号を第37号とし、第22号から第32号までを 4 号ずつ繰り下げ、同条第21号中「子どもの進路選択支援事業」の次に「、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業」を加え、同号を同条第22号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

- (23) 法第55条の11第 1 項の規定により特定被保護者対象事業を実施する都道府県等に通知すること。
- (24) 法第55条の11第 2 項の規定により特定被保護者に通知すること。
- (25) 法第55条の11第 3 項の規定により特定被保護者が特定被保護者対象事業を利用する場合にその利用の状況を把握するとともに、当該特定被保護者の自立を助長するために必要な措置を講ずること。

第 1 条第20号中「子どもの進路選択支援事業」の次に「、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業」を加え、同号を同条第21号とし、同条中第19号を第20号とし、第 7 号から第18号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 法第27条の 3 第 1 項の規定により調整会議を組織すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第660号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 保安林の所在場所
秦野市堀山下字深沢1,640の27
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び秦野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

神奈川県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、酒匂川右岸土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第662号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表独立行政法人国立病院機構横浜医療センターの項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿3-60の2	令和6年11月30日から 令和9年11月29日まで
----------------------	----------------	------------------------------

神奈川県告示第663号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 区域の名称
小矢部3丁目A地区急傾斜地崩壊危険区域
- 区域
次に掲げる土地に存する標柱第1号から第7号までを順次結んだ線及び標柱第7号と第1号を横須賀市道1,502号に沿って結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	横須賀市小矢部三丁目1, 139番 4 地先
第 2 号	同 1, 139番 1
第 3 号	同 1, 082番 1
第 4 号	同 1, 135番 6
第 5 号	同 1, 136番 4
第 6 号	同 1, 137番 1
第 7 号	同 1, 139番 1 地先

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第664号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東寺尾 6 丁目 2	横浜市鶴見区東寺尾六丁目及び東寺尾中台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	東寺尾 6 丁目 2	横浜市鶴見区東寺尾六丁目及び東寺尾中台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
羽沢町 7	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽沢町 7	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
羽沢町 8	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽沢町 8	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鍛冶ヶ谷 1 丁目 1	横浜市栄区鍛冶ヶ谷一丁目、鍛冶ヶ谷二丁目及び元大橋一丁目並びに港南区港南台九丁目及び日野南六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鍛冶ヶ谷 1 丁目 1	横浜市栄区鍛冶ヶ谷一丁目、鍛冶ヶ谷二丁目及び元大橋一丁目並びに港南区港南台九丁目及び日野南六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第665号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東寺尾 6 丁目 2	横浜市鶴見区東寺尾六丁目及び東寺尾中台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	東寺尾 6 丁目 2	横浜市鶴見区東寺尾六丁目及び東寺尾中台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
羽沢町 7	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽沢町 7	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
羽沢町 8	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	羽沢町 8	横浜市神奈川区羽沢町のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鍛冶ヶ谷 1 丁目 1	横浜市栄区鍛冶ヶ谷一丁目、鍛冶ヶ谷二丁目及び元大橋一丁目並びに港南区港南台九丁目及び日野南六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鍛冶ヶ谷 1 丁目 1	横浜市栄区鍛冶ヶ谷一丁目、鍛冶ヶ谷二丁目及び元大橋一丁目並びに港南区港南台九丁目及び日野南六丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。）

公 告

酒匂川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住所	氏名
理事	足柄上郡開成町金井島1, 222番地 1	安池 透
同	同 延沢1, 585番地	田邊 憲一
同	同 宮台696番地	永田 仁
同	同 吉田島2, 756番地	小林 秀樹
同	同 1, 663番地	小野 弘之
同	同 松田町松田庶子965番地	大島 道春
同	南足柄市竹松903番地	鈴木 文昭

同	同 千津島34番地	瀬戸 孝則
同	同 班目137番地	石塚 住俊
同	同 和田河原827番地	日比野 義介
監事	足柄上郡開成町岡野126番地	瀬戸 克之
同	南足柄市壙下1,016番地 6	加藤 孝之
同	足柄上郡大井町西大井342番地	柳川 征治

就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住所	氏名
理事	足柄上郡開成町岡野126番地	瀬戸 克之
同	同 延沢1,500番地	一石 佳男
同	同 牛島319番地	府川 洋一
同	同 吉田島1,751番地 1	石井 吉衛
同	同 1,107番地	井上 健治
同	同 松田町松田庶子977番地	大島 貢
同	南足柄市小市24番地	瀬戸 宏一
同	同 壙下84番地	露木 幸久
同	同 竹松766番地 2	長崎 正幸
同	同 和田河原589番地	生沼 昭彦
監事	足柄上郡開成町金井島1,125番地	武藤 政徳
同	南足柄市怒田1,509番地	加藤 繁美
同	足柄上郡大井町金手1,024番地	山本 孝夫

都市計画法第20条第1項の規定により鎌倉市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和6年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 都市計画の種類及び名称
鎌倉都市計画特別緑地保全地区植木特別緑地保全地区
- 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により鎌倉市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鎌倉都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により三浦市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 6 年12月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
三浦都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年12月10日

神奈川県平塚土木事務所長 近 藤 充 志

1

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市伊勢原 3 - 797 の 1 ほか14筆及び 3 - 798 の 1 ほか 6 筆の各一部
開発区域の面積	984. 75平方メートル
開発許可を受けた者の住所	伊勢原市田中543の 5 伊勢原市田中84の 1
開発許可を受けた者の氏名	有限会社オール・カマー 代表取締役 佐々木 基 センチュリーハウジング株式会社 代表取締役 飯田 隆三
開発許可年月日及び許可番号	令和 6 年 3 月12日 神奈川県指令平土第610084号

2

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市小稲葉字宮之東2, 357の11ほか 3 筆
開発区域の面積	309. 62平方メートル
開発許可を受けた者の住所	厚木市戸田1, 760の 1 厚木市上落合713
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ツルエステート 代表取締役 川尻 千鶴 有限会社ランド・アート 代表取締役 山田 純吉
開発許可年月日及び許可番号	令和 6 年 7 月31日 神奈川県指令平土第610023号

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年12月10日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市深谷中 3 -2, 061の 1 ほか 5 筆及び 3 -2, 067の 1 の一部
開発区域の面積	2, 988. 00平方メートル
開発許可を受けた者の住所	愛知県安城市三河安城町 1 - 8 の 4
開発許可を受けた者の氏名	スギホールディングス株式会社 代表取締役 杉浦 克典
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 6 年 2 月16日 神奈川県指令厚土東第610104号 (令和 6 年11月12日 神奈川県指令厚土東第610072号)

入 札 公 告

落札者等の公告

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

次のとおり落札者等について公告します。

令和 6 年12月10日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 高 澤 幸 夫

1

(1)口径20mm量水器(購入) 9, 600台、口径25mm量水器(購入) 2, 800台 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 6 年11月 6 日 (4)柏原計器工業株式会社神奈川営業所 横浜市青葉区あざみ野 2 - 2 の 4 (5)47, 608, 000円 (6)一般競争入札 (7)令和 6 年 9 月24日

2

(1)口径13mm量水器(修理) 14, 040台(その1) (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 6 年11月 6 日 (4)柏原計器工業株式会社神奈川営業所 横浜市青葉区あざみ野 2 - 2 の 4 (5)13, 745, 160円 (6)一般競争入札 (7)令和 6 年 9 月24日

3

(1)口径13mm量水器(修理) 9, 800台(その2) (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 6 年11月 6 日 (4)柏原計器工業株式会社神奈川営業所 横浜市青葉区あざみ野 2 - 2 の 4 (5)9, 594, 200円 (6)一般競争入札 (7)令和 6 年 9 月24日

4

(1)口径20mm量水器(修理) 11, 800台(その1) (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通

1 (3)令和 6 年11月 6 日 (4)柏原計器工業株式会社神奈川営業所 横浜市青葉区あざみ野 2-2 の 4 (5)
12,460,800円 (6)一般競争入札 (7)令和 6 年 9 月24日

5

(1)口径20mm量水器(修理) 8,400台(その2) (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1
(3)令和 6 年11月 6 日 (4)柏原計器工業株式会社神奈川営業所 横浜市青葉区あざみ野 2-2 の 4 (5)8,870,400
円 (6)一般競争入札 (7)令和 6 年 9 月24日